



HOFFMANN EITLE

北欧（スウェーデン・ノルウェー・デンマーク・フィンランド）  
における知財訴訟制度について

－JETRO 向け報告書－

[発行]

日本貿易振興機構 デュッセルドルフ事務所

2022年12月発行 禁無断転載

本レポートは、特許庁委託事業により、Hoffmann Eitle Patent- und Rechtsanwälte PartmbB が英語にて作成した原文について、JETRO が日本語訳を作成したものです。

この日本語訳は細心の注意を払って作成しておりますが、万一、原文とこの日本語訳の内容とが齟齬する事態が生じた場合は、原文の内容が優先されます。

本レポートを通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。

また、本レポートの内容を利用するにあたっては、本レポートの末尾に記載された免責事項についてもご参照いただくようお願いいたします。

なお、本書の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

# 目次

各国への質問事項.....	3
報告書.....	4
1. スウェーデン (SE) .....	4
2. ノルウェー (NO) .....	12
3. デンマーク (DK) .....	24
4. フィンランド (FI) .....	32

## 各国への質問事項

1. 特許訴訟はどのような裁判所で扱われますか？
2. 特許訴訟の第一審は通常、どのようなスケジュール及び裁判所で進められますか？
3. 裁判所／政府機関は、侵害、無効性及び実施不能性を同時に扱いますか、それとも無効性及び／又は実施不能性については、別個の手続で扱いますか？
4. どのような行為が、特許の直接侵害に該当しますか？
5. 特許の間接侵害又は寄与侵害の概念は存在しますか？存在する場合、それらの形態の侵害の構成要件はどのようなものですか？
6. 特許侵害の主な抗弁にはどのようなものがありますか？
7. 特許の主な無効理由にはどのようなものがありますか？
8. 特許権所有者は、特許訴訟の進行中に特許の補正を請求することができますか？
9. 特許訴訟手続において技術的事項はどのように考慮されますか？
10. 特許訴訟手続が開始される前又は手続の進行中のいずれかにおいて、何らかの形態の証拠開示（ディスカバリー／ディスクロージャー）及び／又は裁判所の指示による証拠保全／保護（たとえばフランスの *saisie-contrefaçon* など）は可能ですか？
11. 異議申立手続制度はありますか？ある場合、この制度は特許訴訟手続にどのように関連していますか？
12. 特許訴訟を開始する前に行わなければならない主な手続にはどのようなものがありますか？訴訟を開始するための制限期間はありますか？
13. 特許権者が貴国の司法権下において自己の権利の行使を求める場合、どのような選択肢がありますか（特に水際措置など）？
14. 特許権侵害訴訟を提起する法的権利があるのはどのような当事者ですか？特許実施権者が訴訟を提起する権利があるのはどのような場合ですか？
15. 特許訴訟手続において仮差止命令は可能ですか？
16. 特許侵害に対して、最終的に得られる救済には（金銭的なもの及びそれ以外も含め）どのようなものがありますか？それらのうち、最もよく請求されるもの、及び一般的に認められるものは、どのような救済措置ですか？
17. 特許侵害に対する損害賠償はどのような根拠に基づき計算されますか？追加的又は懲罰的損害賠償が認められることはありますか？
18. 敗訴した当事者が上訴する手段はありますか、またそれはどのような根拠に基づくものですか？
19. 毎年の侵害訴訟の件数、及び特許権者による勝訴／敗訴／和解の比率を教えてください。
20. 訴訟費用は？（可能な場合、弁護士費用の概算を教えてください）

## 報告書

### 1. スウェーデン (SE)

#### 1.1 特許訴訟はどのような裁判所で扱われますか？

特許関連の訴訟の第一審については侵害及び無効性に関するものを含めてすべて、特許・市場裁判所（「PMC」）が独占的な裁判権を有している。PMC はストックホルム地方裁判所内の専門部門である。

#### 1.2 特許訴訟の第一審は通常、どのようなスケジュール及び裁判所で進められますか？

侵害訴訟の手続は通常、第一審で 10～14 カ月かかる。無効性の訴訟が提起されており、侵害訴訟の手続と併せて扱われる場合、第一審の判決が出るのは通常約 1～1 年半後となる

ただし、訴訟手続の期間は、問題の複雑性及び相手方当事者による手続上の行動の如何に大きく依存する。特許の有効性に関する複雑な訴訟の場合は期間が長引く場合がある。

#### 1.3 裁判所／政府機関は、侵害、無効性及び実施不能性を同時に扱いますか、それとも無効性及び／又は実施不能性については、別個の手続で扱いますか？

PMC は侵害及び無効性の問題について同時に決定を下すことができる。異議申立期間が終了した後は、無効性の訴訟を開始できるのは PMC のみである。侵害訴訟と無効性の訴訟が同一の裁判所に提起される場合、通常それらの訴訟は併合され、単一の裁判として審理されるが、別個の裁判で審理すべき理由がある場合及び当事者のいずれかが訴訟のそのような取り扱いを拒絶する場合はその限りではない。1 つの訴訟の提起が他方のものよりかなり遅れて提起される場合は、2 つの訴訟を別個に審理する理由となり得る。

#### 1.4 どのような行為が、特許の直接侵害に該当しますか？

スウェーデン特許法第 1 章第 3 条第 1 段落によると、直接侵害を構成するのは次に挙げる行為である。

- i. 特許により保護された製品を製造し、提供し、市場に出し若しくは使用し、又はこれらの目的で当該製品を輸入し若しくは所有する行為
- ii. 特許により保護された方法を、当該方法が特許所有者の同意なしには使用できないことを知りながら又はそのことが事情から明らかであるにもかかわらず、スウェーデンにおいて使用し、又は当該方法の使用の申出をする行為
- iii. 特許により保護された方法によって作成された製品を提供し、市場に出し若しくは使用し、又はこれらの目的で当該製品を輸入し若しくは所有する行為

この規定は特許の直接侵害に関するものであり、網羅的である。

**1.5 特許の間接侵害又は寄与侵害の概念は存在しますか？存在する場合、それらの形態の侵害の構成要件はどのようなものですか？**

はい。スウェーデン特許法第1章第3条第2段落によると、特許の間接侵害は、以下の条件に基づき適用される。

- i. スウェーデンにおいて発明を実施する手段を、当該発明を実施する権利を有していない第三者に対して提供し又は供給する場合
- ii. その手段が、当該発明の本質的要素に係る場合
- iii. 当該手段を提供し又は供給する者が、当該手段は発明の実施上使用するのに適し、かつ、使用を対象としたものであることを知っており、又はそのことが事情から明らかである場合

**1.6 特許侵害の主な抗弁にはどのようなものがありますか？**

非侵害の抗弁及び無効の抗弁、並びにその他特許侵害の例外事項（Bolar 免責、権利消滅など）。

**1.7 特許の主な無効理由にはどのようなものがありますか？**

新規性又は進歩性の欠如。ただし、発明の開示が不十分である、出願における立証の不備、又は特許付与後の特許範囲の拡大なども、特許の無効理由となる（スウェーデン特許法第7章第52条第1段落を参照）。

**1.8 特許権所有者は、特許訴訟の進行中に特許の補正を請求することができますか？**

特許クレームは、侵害訴訟手続の最中に補正することはできない。ただし、スウェーデン特許法第7章第52条第2段落によると、特許は、無効性訴訟における抗弁の一環として制限される場合がある（「部分的無効」）。そのような場合、特許権所有者が補正を請求すること及び、特許取得のための一般的要件が満たされることが求められる。

**1.9 特許訴訟手続において技術的事項はどのように考慮されますか？**

特許訴訟の手続においては、技術系裁判官が法廷に参加する。技術系裁判官は、特許クレームの解釈や明確な記述、進歩性の評価など、複雑な技術的事項について判断する際に、法律系裁判官を支援する。

PMC は通常、法律系裁判官 2 名と技術系裁判官 2 名から成る合議体で裁判を執り行う。特許・市場控訴裁判所（「PMCOA」）は通常、法律系裁判官 3 名と技術系裁判官 2 名から成る合議体で裁判を執り行う。

**1.10 特許訴訟手続が開始される前又は手続の進行中のいずれかにおいて、何らかの形態の証拠開示（ディスカバリー／ディスクロージャー）及び／又は裁判所の指示による証拠保全／保護（たとえばフランスの saisie-contrefaçon など）は可能ですか？**

- スウェーデンの特許法は、被告から情報を入手する一定の方法について定めている。そのような救済の例としては、被告に対する侵害調査（民事手続の「差押令状」に類似する。スウェーデン特許法第9章第59条 a~h を参照）がある。侵害調査とは、保全措置のことであり、すなわち、裁判所の決定により、侵害の審理に重要と推定され得る物品や書類を捜索するために調査を実施できることを意味する。侵害の企画又は準備にも侵害調査を実施することが可能である。
- スウェーデン特許法はさらに、情報提供の命令に関する特別な規定を盛り込んでいる（スウェーデン特許法第9章第57条 c~f を参照）。裁判所は、1人又は複数の者に対し、当該侵害に係る物品又はサービスの出所及び流通網に関する情報を出願人に提供するよう命令することができ、命令に従わない場合は罰金を科すことができる。この命令は、その情報によって、当該物品又はサービスに関する侵害についての審理が容易になると推定される場合にのみ発令することができる（スウェーデン特許法第57条 c）。

- l 侵害調査に関する規定に加え、スウェーデン訴訟手続法第 38 章には文書提出に関する一般的な規定も定められている。したがって、証拠として重要であると推測され得る文書を所持する者は、それを提出するよう命令を受ける場合がある。裁判所は、そのような人に対して当該文書の提出を求める命令を発することができ、従わない場合は罰金を科される。ただし、一般的な規則として、その文書がたとえばトレード・シークレットの開示に関するものである場合は、この規定は適用されない。

**1.11 異議申立手続制度はありますか？ある場合、この制度は特許訴訟手続にどのように関連していますか？**

はい。特許権所有者は、スウェーデン特許・登録庁（「SPRO」）に国内特許を出願することができる。SPRO によって特許が付与された場合、第三者は、その付与の後 9 カ月以内に、付与の決定に対する異議申立を行うことができる。異議申立は SPRO によって審査され、その特許が以下のいずれに該当するかが決定される。

- 支持される（異議申立が拒絶される場合）。
- 取消される、又は文言を補正されて支持される（異議申立が認められる場合）。

SPRO による決定は、PMC に上訴することが可能である。特許への異議申立手続を、同一の特許に関する別個の特許侵害訴訟と併合することが、その事案及びその他の状況の調査に関して適切と見なされる場合は、これを併合することが可能である（特許・市場裁判所法第 3 章第 6 条及び政府法案 2015/16:57、299 ページを参照）。

**1.12 特許訴訟を開始する前に行わなければならない主な手続にはどのようなものがありますか？訴訟を開始するための制限期間はありますか？**

スウェーデンの法律は、法的手続を開始するための前提条件を定めていない。ただし、通常は提訴に先立ち停止通告書を送付することが望ましい（より緊急な問題の場合を除き、ほとんど常に行われる）。これは、訴訟が認められた場合に訴訟費用を被告に補償しなければならないというリスクを伴う不必要な裁判所手続を開始することを回避するためである。さらに、スウェーデン弁護士会の倫理規則は、重要な規則として、スウェーデンの弁護士が提訴を実行する前に、相手方が申立について検討できるよう、合理的な時間を与えることを義務付けている。

損害賠償の請求には 5 年間の制限期間が適用される。この期間のうちに損害賠償請求の訴訟が提起されない場合は、損害賠償請求権は消滅する（スウェーデン特許法第 9 章第 58 条第 3 段落を参照）。制限期間は損害が発生した時点から開始す



る。特許権所有者が複数の損害を被っている場合、個々の損害について個別の制限期間がある（最高裁判所事件 NJA 2011、270 ページを参照）。

差止の請求には制限期間はない。

**1.13 特許権者が貴国の司法権下において自己の権利の行使を求める場合、どのような選択肢がありますか（特に水際措置など）？**

特許権者がスウェーデン国内で自己の権利の行使を求める場合、利用可能な選択肢は、民事手続（質問 12 及び 16 を参照）、刑事手続（これが利用されることは稀である。以下の質問 16 を参照）及び水際措置である。

水際措置は、Customs Enforcement Regulation (608/2013)に基づき利用可能である。税関の活動に関する国内規則は、Swedish Customs Act (2016:253)及び Swedish Customs Ordinance (2016:287)において定める。権利保有者は、特定の特許に関して税関による差押を可能とするよう税関当局に申請することができる（Customs Enforcement Regulation 第 6 条 [608/2013] 及び Swedish Customs Act 第 44～49 条を参照）。

**1.14 特許権侵害訴訟を提起する法的権利があるのはどのような当事者ですか？特許実施権者が訴訟を提起する権利があるのはどのような場合ですか？**

特許権者又は実施権者（実施権が独占的であるか非独占的であるかを問わない）は侵害に対する法的手続を開始する権利を有し、それによって、とりわけ、特許侵害に対する合理的な補償及び損害賠償に加えて恒久的差止命令及び仮差止命令を得る権利を有する。ただし、実施権者は、実施権の存在（これが疑われた場合）を立証する必要がある。

侵害訴訟を提起することを望む実施権者は、特許権者に通知を提出するものとする。実施権者は、特許に基づいた訴訟を提起する資格を得るためにあらかじめスウェーデン特許登録簿に登録しておくことを義務付けられてはいない（スウェーデン特許法第 9 章第 64 条を参照）。

特許権者は、侵害訴訟を開始する前にいかなる通知の提出も義務付けられていない（上記質問 12 を参照）。

**1.15 特許訴訟手続において仮差止命令は可能ですか？**

はい。スウェーデンでは仮差止（「PI」）を得ることが可能である。PI の請求は、本案に関する侵害訴訟手続の前又はその進行中に提出することができる。PI を命



じる決定に従わない場合、被告には罰金が科され、この罰金は（原告にではなく）国家に対して支払われる。

罰金の金額は、個々の事案の状況に基づき決定される。PI の決定は通常、事前に口頭の審理を行うことなく、かつ、したがって、書面及び証拠（場合に応じて専門家の宣言及び宣誓供述書）に基づき出される。

**1.16 特許侵害に対して、最終的に得られる救済には（金銭的なもの及びそれ以外も含め）どのようなものがありますか？それらのうち、最もよく請求されるもの、及び一般的に認められるものは、どのような救済措置ですか？**

- **差止による救済**：特許侵害が行われたことが十分に立証されている場合、原告は、請求により、侵害を構成する行為を被告がすることを禁じる恒久的差止を得ることができ、被告がこれに従わない場合は罰金を科される。
- **発明の実施に対する合理的な賠償**：侵害が行われたと裁判所が認めた場合、被告は、当該侵害が意図したものではなく、又は過失によるものだったとしても、当該発明の実施について、合理的な賠償を支払う義務があると判断される場合がある。合理的な賠償とは、合理的な実施料の推定額に相当する金額である。
- **追加的損失に対する損害賠償**：侵害が意図的に又は過失により行われた場合、被告はまた、当該侵害に起因する追加的な損害について、賠償を支払う義務があると判断される場合がある。これには、とりわけ、逸失利益及びのれんの減損などが含まれる。さらに、侵害行為の結果として被告が得た利益及び侵害行為が行われないようにするという観点での特許権者の権利なども考慮される。ただし、懲罰的損害賠償又は3倍損害賠償の請求は認められない。逸失利益又は被告が得た利益についての損害賠償は、侵害に起因することが立証されなければならない。
- **宣言的判決**：侵害訴訟の開始の代替的手段として、特許権者又は実施権者は、当該特許が第三者による侵害的行為を禁じるものであるとする宣言的判決を求めることができる。ただし、この点において不確実性が存在し、また、特許権者による自己の事業の実行又はその計画に支障をきたす場合はその限りではない。また、損害賠償の支払いを求める宣言的訴訟を提起することも可能である。
- **侵害品の没収及び廃棄**：裁判所は、合理的であると裁判所が判断する範囲において、廃棄及び撤去の措置、すなわち、特許権存続期間のうち残余期間について、侵害品を市場から回収し、廃棄し、修正し、若しくは没収すること、又は侵害品に関してその他の措置を取ることを命じることができる。

- **判決の公表**：裁判所はまた、被告に対して、侵害に係る判決の公表の費用を負担すること及び、特許侵害について言い渡された判決の情報を拡散するための適切な手段を手配することを命じることができる。
- **刑事制裁**：侵害行為が意図的又は重大な過失によるものである場合、被告は刑事制裁を適用される場合がある。ただし、刑事制裁が科されることは稀である。

特許侵害について請求される最も一般的な救済は恒久的差止であり、発明の実施についての合理的な賠償金の支払いを被告に求める命令などの金銭的な請求が伴うことが多い（上記の箇条書き 1 及び 2 を参照）。

#### 1.17 特許侵害に対する損害賠償はどのような根拠に基づき計算されますか？ 追加的又は懲罰的損害賠償が認められることはありますか？

賠償金の金額は、代償ベースで決定される。スウェーデン特許法は、特許侵害に対する損害賠償金の計算について、以下のような特に関連性の高い要素を列挙している（スウェーデン特許法第 9 章第 58 条を参照）。

- 逸失利益
- 侵害行為をした当事者が実現した利益
- 発明の評判の毀損
- 非金銭的損失
- 侵害行為の発生の防止における特許権者の権利

ただし、原則的に、特許権者は、その実際の金銭的な損失についてのみ賠償を受けることができる。したがって、スウェーデン国法においては追加的又は懲罰的損害賠償は認められない。

#### 1.18 敗訴した当事者が上訴する手段はありますか、またそれはどのような根拠に基づくものですか？

PMC が下した判決又は決定については、PMCOA に上訴することができる上訴の許可を得ることが必要であるが、特許訴訟においては通常、許可が付与される。

PMCOA の判決又は決定については、最高裁判所に上訴することができるが、上訴裁判所がその上訴を認める場合に限られる（そのような上訴の許可が付与されることは稀である）。最高裁判所も、上訴の許可を付与しなければならない。特許問

題において最高裁判所が上訴の許可を付与することは非常に稀であり、通常は、特許法の実体法に無関連な、判例に関わる問題の場合に付与されるのみである。

**1.19 毎年の侵害訴訟の件数、及び特許権者による勝訴／敗訴／和解の比率を教えてください。**

- PMC で扱った第一審の統計数値によると、毎年、約 20 件の特許訴訟が PMC において開始される。それらの訴訟のうち、約半数から 3 分の 2 の案件が侵害訴訟である（当然のことながら、これらの数は年によって変動する）。
- PMC で扱い、権利所有者によって和解が行われなかった、又は取り下げられなかった特許侵害訴訟のうち、約半数において権利所有者側が勝訴している（同様に、約半分が侵害の申立を退けられている）。
- PMC で開始される特許訴訟のうち、約半数の案件が、当事者によって取り下げられている（取り下げられた訴訟は、当事者間の和解の結果であると推測される）。

PMC で扱うほとんどの訴訟において、侵害の申立はその後、被告側から特許無効の申立を受けており、これは侵害訴訟と併合して取り扱われる。

**1.20 訴訟費用は？（可能な場合、弁護士費用の概算を教えてください）**

裁判所手数料は不要である。申立手数料は、現在、2,800 スウェーデン・クローナ（以下、クローナ）である。

特許侵害に関する事件の弁護士費用は極めてケースバイケースであり、事案の複雑性や発明そのもの（すなわち、発明が医薬品／医療技術などの高度に専門的な分野に関するものであるか否か）、相手方当事者の手続上の行動、及び侵害の申立後に被告側からの特許無効の申立を受けるか否か、といった多くの要素によって変動する。有効性の抗弁が複雑な場合はさらに、手続が長引く場合がある。

その結果、2016～2019 年の期間に PMC で扱われた特許侵害訴訟の第一審において、訴訟費用合計（弁護士費用に限らない）は約 100 万～1,000 万クローナと幅があり、大多数の侵害訴訟の訴訟費用合計は、約 100 万～600 万クローナだった。第一審の判決の後に上訴手続に進む場合の追加的費用は、第一審での費用の約 60%の金額となる。

## 2. ノルウェー (NO)

### 2.1 特許訴訟はどのような裁判所で扱われますか？

ノルウェーでの特許訴訟の第一審法廷は、オスロ地方裁判所であると定められているが、仮差止請求の手続についてはその限りではなく、法的な裁判地は別途、被告がノルウェーにおいて通常の裁判地とする地理的区域を管轄する地方裁判所となる。ただし、被告がノルウェーにおける通常の裁判地を持たない場合、すなわち、ノルウェー国内に支社や代理店その他類似の営業所を有しない外国企業の場合は、被告に対する仮差止の請求は、オスロ地方裁判所に提出されるものとする。さらに、外国の特許権者は通常、別個の仮差止の申立の裁判地としてオスロ地方裁判所を選択する可能性がある。

通常の手続においては、地方裁判所は法的な裁判官 1 名及び、通常は追加的に 2 名の技術専門裁判官で構成される。各当事者は、専門裁判官を要求することができ、専門家が指名される専門裁判官の常設のグループ又はリストはないが、裁判所は通常、両当事者に、自らが提案する専門家のリストを提示するよう求める。裁判所は、当事者からのそのような要求に関係なく、専門裁判官の招集を決定することができる。

専門裁判官の指名手続は、場合によっては複雑であり、時間がかかる。

仮差止手続においては、地方裁判所は常に、1 名の法的な裁判官で構成されるが、裁判所は鑑定人を指名することができる。

### 2.2 特許訴訟の第一審は通常、どのようなスケジュール及び裁判所で進められますか？

事件の範囲及び複雑さによるが、侵害及び／又は有効性に関する第一審の判決が下るまで通常は、召喚状の提出の日から 1 年～1 年半かかる。

第一審における手続の形態は、以下のとおりに要約することができる。

1. 原告が召喚状を地方裁判所に提出する。
2. 被告が召喚状への反論書を提出する。提出は裁判所が定めた期限までに行い、この期限は通常少なくとも 3 週間後である。
3. 裁判所が両当事者を計画会議に召喚し、これにおいては通常、特に以下の主要な議題についての決定が行われる。

- 1) 準備手続の段階において調停を試みるべきか否か。
- 2) 裁判所が専門裁判官を含めて構成されるべきか否か、また、含める場合はそのような専門裁判官について両当事者それぞれが提案する候補者リストを提出すべき期限
- 3) 準備手続の完了時期。これは、新しい証人の指名を含め、新しい主張及び証拠を提出する最終期限となる。準備手続の完了は通常、主審理の開始の2週間以上前である。
- 4) 書面化された最終弁論の提出の期限。これは通常、主審理の開始の2週間以上前である。
- 5) 裁判所での審理のスケジュール決定
4. 両当事者は、準備手続の完了日までに、裁判所への答弁書において証拠を提出し、証人を指名することができる。準備手続の完了日までに、両当事者は、自己の主張及び弁論の要旨を記載した最終弁論を書面で提出する。
5. 主審理

主審理での手続は口頭で行われ、証拠の提出は裁判所に即時提出しなければならない。これはすなわち、主審理において、両当事者が自己の論拠、証拠、及び弁論のすべてを裁判所に口頭で提示し、すべての証人が口頭で尋問を受けることを意味する。特許訴訟においては、口頭での審理は通常、事件の複雑さに応じて5~15日間にわたって行われる。

6. 裁判所での主審理が行われた後、裁判は判決に向けて閉廷し、裁判所は、事件が複雑なためにより長い期間を必要とする場合を除いて、主審理の後4週間以内に判決を出す。特許訴訟においては、事件の複雑さのために、裁判所は4週間の制限を超えてさらに数週間を要する場合がある。

### 2.3 裁判所／政府機関は、侵害、無効性及び実施不能性を同時に扱いますか、それとも無効性及び／又は実施不能性については、別個の手続で扱いますか？

ノルウェー国法に基づき、侵害の申立に対する抗弁として特許無効の主張を希望する被告は、侵害訴訟を扱う裁判所と同じ裁判所に、特許無効を求める反訴を提起しなければならない。

その場合、侵害及び有効性の事案は同じ事件として扱われ、裁判所は侵害について評価する前に無効性を評価する（裁判所が特許を有効であると結論付けた場合に限り、侵害について評価される）。クレーム解釈の問題のすべては、有効性及び



／又は侵害の問題と共に検討され、有効性及び侵害の評価は、同じクレーム解釈に基づくものとなる。

## 2.4 どのような行為が、特許の直接侵害に該当しますか？

特許法第3条に基づき、以下の行為は特許の直接侵害を構成する。

- a) 特許によって保護される製品を製造し、販売の申出をし、市場に提供し若しくは使用すること又はそのような目的で製品を輸入し若しくは所持すること
- b) ノルウェーにおいて、特許によって保護される方法を使用し、若しくは使用が伴うサービスの提供の申出を行うこと、又は特許所有者の同意なしにその方法を使用することが禁止されていることを知っているか若しくは状況からこのことが明白であるにもかかわらず、他者によるその方法の使用のために、方法の提供の申出をすること
- c) 特許によって保護される方法で製造した製品について販売の申出をし、市場に提供し若しくは使用すること又はそのような目的で製品を輸入し若しくは所持すること

## 2.5 特許の間接侵害又は寄与侵害の概念は存在しますか？存在する場合、それらの形態の侵害の構成要件はどのようなものですか？

はい。ノルウェー特許法に基づき、特許の間接侵害及び寄与侵害の概念は存在する。

### 特許の間接侵害

特許の間接侵害は、特許法第3条第2段落に規定される。本規定は、いかなる者も特許によって保護される発明を実施する手段について「申出又は提供」を行うことを禁じているが、ただし、その手段が当該発明の実施に適しており、そのために意図されたものであることを、当該手段を提供又は申出人又は事業者が知っているか若しくは状況からこのことが明白であることを条件とする。「手段」とは一般に、その受領者が特許によって保護された製品を製造すること又は特許で保護された手法を実施することを可能とする、材料又は部品をいう。手段は、「その発明の本質的な要素」に係るものでなければならない。「手段」が一般的市販品である場合は、本規定は、この手段の提供の申出又は提供をする者が、提供を受ける者に対し、特許の間接侵害行為をするよう仕向ける場合に限り適用される。

## 寄与侵害

他者による特許侵害を幫助する行為などの寄与侵害に関しては、特許権者は、寄与した者が意図的に又は過失によりそのような行為をした場合、寄与した者に対して対価又は損害賠償を請求することができる。特許権者はまた、寄与した者が寄与侵害を構成する行為を繰り返すことを禁じる差止命令を得ることができる。

### 2.6 特許侵害の主な抗弁にはどのようなものがありますか？

主な抗弁は、無効の反訴を提起することである。特許侵害で提訴された者による通常の反応は無効性を主張する反訴を提起することであり、これはほとんどすべての侵害訴訟において行われる。さらに、一部の訴訟においては、被疑侵害製品又は方法が当該特許のクレーム範囲外にあることに基づき、侵害が生じていないと主張する理由が存在する場合がある。

この点において、特許の具体的なクレーム解釈を行い、これによって必然的に侵害がないという結論を導くよう当事者が主張する。

一部の訴訟においては、被疑侵害者が、以下のルールを根拠に侵害がないことを主張する場合もある。

- 1) 研究のための例外：発明そのものに係る試験又は研究は、特許権者の排他権の適用から除外される。この例外は、「純粋な」研究に限らず、商業的な研究・開発にも適用される。
- 2) 実施権：侵害行為を疑われる被告は、該当する行為を実行するための有効な実施権を付与されていることを立証することができる。その抗弁は、特許権者と被告の間の明示的又は黙示的な実施権のいずれを根拠とすることも可能である。
- 3) 特許権の消尽：特許権の消尽のルールは、特許権者又は（特許権者の同意に基づき）特許権者を代理して行為する者が欧州経済領域（EEA）内において市場に投入した製品については、特許権者の排他権が消尽することを黙示する。

### 2.7 特許の主な無効理由にはどのようなものがありますか？

ノルウェーにおいては、進歩性の欠如が特許の無効性について最も一般的に適用される根拠である。ただし、近年においては、不十分な開示や追加的事項などが特許無効の根拠となった例もある。



**2.8 特許権所有者は、特許訴訟の進行中に特許の補正を請求することができますか？**

はい。特許権者は訴訟中に補助的クレームを提出するか、又はノルウェー産業財産庁（NIPO）に行政縮減上の特許限定の請求（administrative limitation）の申立を提出することにより、特許の補正を請求することが可能である。

特許は、訴訟のいかなる段階においても、すなわち、上訴手続の間においても、補正することが可能である。

**2.9 特許訴訟手続において技術的事項はどのように考慮されますか？**

証拠については、裁判所は自由に評価することができる。

通常は、事件の技術的事項について専門家としての証言を行わせるため、特許訴訟の各当事者が 1 人又は複数の鑑定人を指名する。鑑定人は、審理の最初から最後まで出席することができ、また、当事者、証人及び他の専門家に質問をすることが認められる。通常は、鑑定人は事件の技術的な問題について書面での報告を提出し、これは証拠として提出される。ただし、鑑定人は、口頭での審理の間に当該報告の主要な内容を口頭で提示しなければならず、また、相手方当事者からの反対尋問を受けなければならない。したがって、かかる書面での報告は、主に口頭での専門家証言の補足として機能する。鑑定人は当事者による依頼を受けているが、自らの偽りのない評価及び見地を裁判所に提示する義務を負う。

裁判所はまた、事件の判決を出すための正しい事実的基礎を確立するために必要であると判断した場合は、独自の鑑定人を指名することができる。

**2.10 特許訴訟手続が開始される前又は手続の進行中のいずれかにおいて、何らかの形態の証拠開示（ディスカバリー／ディスクロージャー）及び／又は裁判所の指示による証拠保全／保護（たとえばフランスの saisie-contrefaçon など）は可能ですか？**

特許訴訟手続が開始される前

ノルウェー民事訴訟法に基づき、証拠は、一定の程度において、当事者と証人の司法尋問により、また電子的に保存された資料を含めた文書及び物的証拠へのアクセスを付与し、検証することにより、裁判外で入手し、保全することができる。

## 特許訴訟の手続の間

ノルウェー国法では、証拠開示（ディスカバリー）の概念は認められていないが、すべての当事者は、文書を含め、自らが所持し又は入手が可能であって、争われている問題に関連性がある物品を、証拠として提供する義務を負う。ノルウェー民事訴訟法にはまた、知的財産権のエンフォースメントに関する EU 指令（2004/48/EC）第 8 条に対応した規定が盛り込まれている。したがって、特許の侵害が行われたと信じるに足る合理的な根拠がある場合、裁判所は、特許権者の要求に応じて、侵害を行った者が物品の出所及び流通網に関する情報を開示するよう決定することができる。そのような情報には、当該物品を所持していた製造業者、販売業者、供給業者その他の者らの名前及び住所、卸売業者及び小売業者の名前及び住所、並びに生産量及び価格に関する情報などが含まれる。また、とりわけ、侵害に寄与していた者又は侵害品を所持していた者からのそのような情報も必要とされる場合がある。

### 2.11 異議申立手続制度はありますか？ある場合、この制度は特許訴訟手続にどのように関連していますか？

ノルウェーでは、特許付与後の異議申立手続の制度があり、特許が付与された後 9 カ月以内に、NIPO に異議を申し立てることができる。さらに、異議申立期間が終了した後に利用可能な不服審査の手順もあり、これを通して誰でも NIPO に対して、特許が無効であると宣言するよう請求を提出することができる。不服審査の請求は、特許権が失効するまで提出することができ、また、失効の後であっても、不服審査を請求する当事者が、失効の後にこの事案について審査が行われることに対して法的権利を有している場合は（たとえば、特許が有効であった期間にその当事者が侵害で提訴されていた場合など）、不服審査を請求することができる。

不服審査の請求は、当該特許に関する法的手続が裁判所で係争中の場合はその期間において、提出することができない。不服審査請求に係る最終的な決定が出る前に、特許に関する法的手続が裁判所に提起された場合、NIPO は、法的手続の最終的な決定が出るまでその不服審査の取り扱いを停止する。さらに、不服審査を請求していた当事者は、不服審査手続が NIPO において係属中である間は、その特許に関する法的手続を開始することはできない。

特許が付与された後は、裁判所に無効訴訟を提起することができる。異議申立の提起と裁判所での無効訴訟の開始を同時に行うことは可能である。その場合、異議申立又は裁判所での訴訟の処理を保留して、他方の機関からの決定を待つべきであるか否かについては、NIPO 及び裁判所が決定する。通常、裁判所は異議申立の結果を待つて訴訟の手続を保留することはしない。

**2.12 特許訴訟を開始する前に行わなければならない主な手続にはどのようなものがありますか？訴訟を開始するための制限期間はありますか？**

ノルウェー民事訴訟法により、原告は被告に対して、訴訟が開始される前に、自己の申立の内容及び当該申立の法的根拠を述べて、訴訟を開始する自己の意志を通知しなければならない。通知を怠った場合は、訴訟費用に関する裁判所の決定に影響を及ぼす場合があるが、訴訟の却下につながることはない。

特許侵害の申立そのものには、制限期間はなく、無効請求は、特許権が有効である期間であればいつでも申し立てることができる。ただし、特許侵害に起因する損害賠償又は補償の請求については制限期間が存在しており、原告が損害及び責任のある当事者についての必要な知識を入手したか又は合理的に入手したはずである日から起算して 3 年間の制限期間が適用される。ただし、この制限期間は、過失が発生した時点又はその他で責任の根拠となるものが消滅した時点から遅くとも 20 年後に終了する。

**2.13 特許権者が貴国の司法権下において自己の権利の行使を求める場合、どのような選択肢がありますか（特に水際措置など）？**

利用可能な手段は、個々の特許及びその基礎となる発明によってさまざまである。

医薬品に関連する特許の場合、ジェネリックの活動を常に管理するための、監視に関連する手段がいくつかある。ジェネリック製品企業からの販売承認申請については、利用可能なデータベースを常に追跡し、情報を入手することが可能である。

水際措置は、ノルウェー国法に基づき、あらゆる種類の知的財産権の侵害について利用可能である。ただし、実際には、水際措置は偽造及び海賊行為、すなわち商標、著作権及び意匠権の侵害を防止するために利用されている。特許権の行使に関しては、ほとんどの場合においてそのような事件を扱うために必要な資格／経験を税関当局が有していないため、水際措置が実行されることは極めて稀である。

**2.14 特許権侵害訴訟を提起する法的権利があるのはどのような当事者ですか？特許実施権者が訴訟を提起する権利があるのはどのような場合ですか？**

侵害訴訟の手続は、特許権の保有者（複数の場合を含む）によって開始することができる。さらに、独占的な実施権を付与されている実施権者も、侵害訴訟手続を開始することができ、差止及び補償又は損害賠償を請求することができる。非独占的な実施権を有する実施権者は、差止を請求することはできないが、補償又は損害賠償の請求を申し立てることはできる。

## 2.15 特許訴訟手続において仮差止命令は可能ですか？

はい。仮／予備的差止を利用することが可能である。特許訴訟において仮差止請求は、原則的に、当事者系（inter parte）手続として、すなわち別個の手続として、又は通常の本案手続の一環としてのいずれかで行われる。原告は、仮差止命令を（被告の主張を聞くことのない）査定系（ex parte）審査によって付与されるべきであると要求することが可能であるが、これは特許訴訟においてはめったに認められない。

差止命令を得るためには、原告は、（特許権が侵害されたという）自らの主張及び事案の緊急性を立証しなければならない。特許訴訟においては、特許侵害が継続しているという事実は通常、問題を緊急性のあるものにするに十分であり、したがって、仮差止命令を得るための十分な根拠となる。被疑侵害者は、仮差止請求手続における抗弁として、特許が無効であると主張することができる。その場合、裁判所は、特許の有効性の評価を行わなければならない、特許が無効である可能性が高いと判断した場合は、差止の請求を拒絶する。

仮処分が認められた場合の被告にとっての損失又は不便が申立人の権利との釣り合いにおいて明らかに過度なものである場合は、裁判所は仮差止請求を拒絶するが、特許訴訟の場合、仮差止の請求がこの理由に基づき拒絶されることは非常に稀である。

場合によっては仮差止命令の付与の条件として、申立人からの金銭的保証が提供されることを裁判所が定める場合がある。上訴によって又はその後の通常の本案手続において仮差止が破棄された場合、申立人は、差止の結果として他方当事者が被った損害を補償する厳格責任を負う。

## 2.16 特許侵害に対して、最終的に得られる救済には（金銭的なもの及びそれ以外も含め）どのようなものがありますか？それらのうち、最もよく請求されるもの、及び一般的に認められるものは、どのような救済措置ですか？

最も一般的に請求される非金銭的な救済は、侵害の継続を禁じ、及び／又は差し迫った侵害を防止するための差止である。さらに、裁判所は、特許権者の要求に応じて、かつ、さらなる侵害を防止するために、侵害商品の修正、没収、廃棄などの救済を決定することができる。裁判所はまた、判決に関する情報が侵害者の責任負担で適切な方法で通知されるよう命じることもできる。

裁判所は、極めて厳密な条件に従い、最終的な差止命令を発する代わりに、侵害者が特許保有者に合理的な実施料（ロイヤルティ）を支払うという条件で、侵害者が侵害行為を継続することを認める可能性がある。ただし、この選択肢が利用されたことはこれまで一度もない。これが導入されたのは2013年である。

金銭的な救済については、意図的な又は過失による侵害の場合、特許権者は、以下の根拠のうち最も有利なものに従い決定される補償を得る権利を有する。

1. 特許の実施に対して合理的な実施料に相当する補償及び、使用許諾を得ていれば生じなかったであろう、侵害に起因する損失に対する損害賠償
2. 侵害に起因するあらゆる（経済的な）損失に対する損害賠償
3. 侵害を通して侵害者が得た経済的利得に相当する補償。さらに、侵害が意図的に又は重大な過失により行われた場合は、特許権者は4番目の選択肢に基づく補償を請求する権利を有する。
4. 特許の実施に対する合理的な実施料の2倍に相当する補償

善意により発生した侵害の場合、侵害者は、不当と見なされない限り、特許の実施に対する合理的な実施料及び侵害によって得られた利得に相当する補償を支払うものとする。

**2.17 特許侵害に対する損害賠償はどのような根拠に基づき計算されますか？追加的又は懲罰的損害賠償が認められることはありますか？**

上記 16 での解答を参照。

**2.18 敗訴した当事者が上訴する手段はありますか、またそれはどのような根拠に基づくものですか？**

敗訴した当事者は、地方裁判所の判決について、上訴裁判所に上訴することができる。上訴期間は、上訴される判決が出された日から 1 カ月である。通常は上訴の許可を得ることを義務付けられないが、上訴裁判所は、上訴が成功しないことが明らかであると判断した場合、上訴を認めない場合がある。特許訴訟の場合、上訴の許可が拒絶されることは稀である。上訴手続は、地方裁判所での手続と類似している。上記質問 2 を参照。

地方裁判所の判決又は決定については、次の(i)~(iii)に記載する事項に過誤があったことを根拠として、上訴裁判所に上訴することができる。(i) 当該事件の事実の評価、及び／又は(ii) 法令の適用、及び／又は(iii) 裁定が下された際の手順／事件処理の方法。

上訴裁判所の決定については、最高裁判所に上訴することができる。上訴期間は 1 カ月である。許可の取得が必要である。最高裁判所への上訴の許可が付与される場合の条件は、その上訴が、当該事件の範囲を超える重要性を持つ問題に関する



ものであるか、又は他の理由の場合はその事件について最高裁の判断を得ることが重要であると見なされることである。

最高裁判所への上訴は、上訴裁判所の場合と同じ根拠で行うことができる。ただし、実際には、上訴の許可を得られやすいのは、事件の事実的側面ではなく法令の適用において過誤があったという根拠に基づき上訴が行われる場合である。

## 2.19 毎年の侵害訴訟の件数、及び特許権者による勝訴／敗訴／和解の比率を教えてください。

特許侵害訴訟の件数はその年によって大きく変動し、訴訟件数及びそのような訴訟の結果に関する情報の公式統計は存在しない。

ただし、2022年の現時点までの侵害事件における判決の数について調査が実行されている。

2022年（2022年10月18日まで）のオスロ地方裁判所及びBorgarting上訴裁判所における特許侵害事件の判決

- 権利所有者が勝訴した件数：3（そのうち1件は確定）
- 権利所有者が敗訴した件数：3（全件が確定）
- 裁判所で和解が成立した件数：1

最後に、裁判所外で和解が成立した件数に関する公式の情報は存在しないことに留意されたい。

## 2.20 訴訟費用は？（可能な場合、弁護士費用の概算を教えてください）

個々の当事者の代理人費用（弁護士料）は通常、以下の範囲内である。

### 一 仮差止

- 地方裁判所議論の対象となる特許の複雑性や無効性の論拠の数に大きく左右されるが、一般に、10万～20万ユーロの範囲である。
- 上訴裁判所：第一審より上訴裁判所の方が費用は一般に低くなる。
- 最高裁判所：第一審、上訴裁判所よりも大幅に低いのが一般的である。

- 通常手続（侵害）
  - 議論の対象となる特許の複雑性に大きく左右されるが、一般に、20万～40万ユーロの範囲である。
  - 上訴裁判所：上訴裁判所での費用は、一般に第一審裁判所と同程度である。
  - 最高裁判所第一審、上訴裁判所よりも大幅に低いのが一般的である。
  
- 通常手続（無効性）
  - 地方裁判所議論の対象となる複雑性や無効性の論拠の数に大きく左右されるが、一般に、20万～40万ユーロの範囲である。
  - 上訴裁判所：上訴裁判所での費用は、一般に第一審裁判所と同程度である。
  - 最高裁判所：第一審、上訴裁判所よりも大幅に低いのが一般的である。
  
- 通常手続（侵害及び無効性）
  - 地方裁判所議論の対象となる特許の複雑性や無効性の論拠の数に大きく左右されるが、一般に、40万～100万ユーロの範囲である。
  - 上訴裁判所：上訴裁判所での費用は、一般に第一審裁判所と同程度である。
  - 最高裁判所：第一審、上訴裁判所よりも大幅に低いのが一般的である。

#### 追加的費用

- 敗訴した当事者は、一般的なルールとして、他方当事者の合理的な訴訟費用を負担し、この費用は、上記の範囲の金額である。
- 代理人費用に加えて、原告は裁判所に管理費を支払う。この費用は、審理の継続期間によって変動するが、代理人費用に比べるとわずかな額である。上訴人も、管理費を支払う。原告／上訴人は、裁判に勝訴した場合は他方当事者から管理費の弁済を受ける権利を有する。
- 両当事者は、最初は、専門裁判官の指名及び利用に関連して発生する裁判所の費用を分担するものとする。ただし、裁判所は通常、裁判で敗訴した当事



者側がこれらの費用を単独で負担するよう決定する。そのような費用は高額なものになる場合があり、多くの場合において、5万～10万ユーロの範囲である。

### 3. デンマーク (DK)

#### 3.1 特許訴訟はどのような裁判所で扱われますか？

デンマークにおけるすべての特許訴訟の第一審は、海事・商事高等裁判所 (Maritime and Commercial High Court) で執り行われる。

#### 3.2 特許訴訟の第一審は通常、どのようなスケジュール及び裁判所で進められますか？

##### a) 本案訴訟

特許訴訟の第一審は、事件の複雑性及び専門家による鑑定が行われるか否かによって左右され、通常は少なくとも 1~2 年かかる。専門家による鑑定が要求される場合、両当事者が作成した質問に基づき裁判所が指名する専門家によって鑑定が行われる。専門家による鑑定は非常に時間がかかるのが通常で、訴訟を長引かせる可能性がある。特許訴訟では口頭での審理は通常 4~6 日にわたって行われる。判決は、口頭での審理から 6 週間後に言い渡されるのが通常であるが、場合によっては、公休日などにより、それより長い時間がかかる場合がある。口頭での審理が終了するとき、裁判所は判決が言い渡される予定日を通知する。

##### b) 仮差止 (PI) 請求の手続

PI の決定には通常、PI の請求が提出された日から起算して 4~8 カ月かかる。法律には特別な手順が定められているわけではないが、両当事者は通常、訴答書面の提出期限について合意する。

#### 3.3 裁判所／政府機関は、侵害、無効性及び実施不能性を同時に扱いますか、それとも無効性及び／又は実施不能性については、別個の手続で扱いますか？

はい。裁判所は、侵害、無効性及び実施不能性に関連するすべての問題を同時に取り扱う。言い換えると、デンマークには分離審理 (bifurcation) の制度は存在しない。

デンマーク特許・商標庁での手続は、無効性のみを扱うが、場合によっては特許権の登録 (特許の所有権) に関連する問題も扱われる。

### 3.4 どのような行為が、特許の直接侵害に該当しますか？

以下の行為は、特許の直接侵害を構成する。

- 1) 特許の主題である製品について、製造し、販売の申出をし、市販し若しくは使用し、又は前記の目的で当該製品を輸入し若しくは所持すること
- 2) 特許の主題である方法を実施するか、又はその方法をデンマークにおいて実施するための申出をすること。ただし、特許所有者の許諾を得ることなしにその方法を実施することが禁じられている事実を、当該方法について申出をする者が知っているか又はその事実が諸般の事情から明白であることを条件とする。
- 3) 特許の主題である方法によって取得された製品について、販売の申出をし、市販し若しくは使用し、又は前記の目的で輸入し若しくは所持すること

### 3.5 特許の間接侵害又は寄与侵害の概念は存在しますか？存在する場合、それらの形態の侵害の構成要件はどのようなものですか？

はい。間接侵害の概念及び寄与侵害の概念のいずれも存在している。

間接侵害の概念には、特許権者以外のいかなる者も、発明を実施することを法的に認められていない者に対してデンマークにおいて当該発明を実施する手段を供給するか又は供給の申出をすることによって、その発明を実施することができないという意味が伴うが、ただし、その手段が発明の本質的要素に関わっていること、その手段がそのような使用に適していること及びそのような使用に意図されているものである事実を供給者又は申出人が知っているか又は諸般の事情から明白であることを条件とする。

デンマーク国法全般に基づき、寄与責任の幅広い概念が存在する。ただし、特許訴訟にこの概念が適用されることは稀である。

### 3.6 特許侵害の主な抗弁にはどのようなものがありますか？

特許侵害の申立に対する主な抗弁は、非侵害又は特許の無効性の申立である。

### 3.7 特許の主な無効理由にはどのようなものがありますか？

デンマーク国法に基づき、特許の無効理由は以下に挙げるものに限られる。

- 1) 新規性の欠如
- 2) 進歩性の欠如
- 3) 新規事項の追加（中間一般化を含む）
- 4) 開示不十分

### 3.8 特許権所有者は、特許訴訟の進行中に特許の補正を請求することができますか？

一般的に、特許訴訟の進行中に、付与済みの特許を補正することは不可能である。特許訴訟の進行中に、主クレームと従属的下位クレームを統合することに限っては可能であるが、明細書の文言によりクレームを作成し直すことはできない。

明細書の文言によりクレームを作成し直すことに関連する制限は、これまで 1 件の事例において詳細に取り扱われただけである。しかし、法的文献にはその決定の解釈及び正しさについて明確に述べられたものがない。

### 3.9 特許訴訟手続において技術的事項はどのように考慮されますか？

#### a) 本案訴訟

侵害及び有効性に関する技術的事項は、裁判所で指名された専門家による鑑定を通して取り扱われる。専門家の鑑定には、専門家らによって回答されるべき具体的な質問の作成が含まれ、専門家によって作成される最初の報告書に基づき補足的な質問をすることが可能である。裁判所で指名された専門家はまた、法廷での口頭による証言も行う。

#### b) PI 請求の手続

PI 請求の手続における技術的証拠は、当事者自身の専門家によって作成された専門家の意見陳述で構成される。専門家はまた、法廷での口頭による証言も行う。

**3.10 特許訴訟手続が開始される前又は手続の進行中のいずれかにおいて、何らかの形態の証拠開示（ディスカバリー／ディスクロージャー）及び／又は裁判所の指示による証拠保全／保護（たとえばフランスの *saisie-contrefaçon* など）は可能ですか？**

一般的に言って、答えは「いいえ」である。ディスカバリー又はディスクロージャーのいずれも、デンマーク国法では行われない。

理論的には、特許侵害の申立に基づき、証拠保全の請求をすることは可能である。しかし、実際には、デンマークの裁判所は特許問題において証拠保全の請求を受け入れない。なぜなら、このタイプの訴訟は複雑化すると見なされているからである。

本案の訴訟手続において、デンマークの裁判所は侵害行為をしている側の当事者に対して、侵害商品又はサービスに関連する情報を提供するよう命じることができる。ただし、これは特許が侵害されているとすでに立証されている、すなわち、原告が特許訴訟の本案ですでに勝訴していることを前提としている。したがって、実際には、侵害の証拠を手に入れるためにこのタイプの請求を利用することは不可能である。

**3.11 異議申立手続制度はありますか？ある場合、この制度は特許訴訟手続にどのように関連していますか？**

いかなる者も、（ヨーロッパの特許については）ヨーロッパ特許庁（EPO）、又は（デンマークの特許については）デンマーク特許・商標庁のいずれかに、特許の有効性について異議を申し立てることができる。

**a) 本案訴訟**

デンマークの判例で示されるのは、デンマークでの特許訴訟は一般に、EPO及びデンマーク特許・商標庁での異議申立手続の結果が（その結果の如何にかかわらず）本案訴訟の結果に影響を及ぼすと推測される場合、その結果を待って停止される。

**b) PI 請求の手続**

本案訴訟の手続とは反対に、PIの手続は、EPOやデンマーク特許・商標庁での異議申立手続の結果を待って停止されることはない。

**c) 特許の再審査**

異議申立手続の制度に加えて、いかなる者も、デンマークの特許及びデンマークでの影響を伴うヨーロッパの特許双方の再審査をデンマーク特許・商標庁に請求することができる。

**3.12 特許訴訟を開始する前に行わなければならない主な手続にはどのようなものがありますか？訴訟を開始するための制限期間はありますか？**

特許訴訟を開始する前に行わなければならない手続はない。

特許訴訟を開始する前に警告文書を送付することは義務付けられていないが、通常は、それが推奨される。

原告は、特許訴訟を開始するための法的権利を有していなければならない。質問14の解答も参照されたい。

特許権者が特定の期限内に手続を開始しなければならないという具体的な規則は存在しない。ただし、判例では、特許権者が十分な緊急性をもって自己の権利を主張していない場合、裁判所はPIの請求を拒絶する場合があることが示されている。PI請求手続の開始について判例が厳格な期限を課していないとしても、通常は、侵害／侵害の恐れを認識した後3カ月以内にPIの請求を行うことが望ましい。

**3.13 特許権者が貴国の司法権下において自己の権利の行使を求める場合、どのような選択肢がありますか（特に水際措置など）？**

デンマーク税関当局は、特許権者が税関の監視を申請する場合、特許侵害について措置を取ることができる。ただし、特許権は税関職員にとって明白ではない傾向があるため、特許権についてはより注意深く説明しなければならない。したがって、特許権者が税関の監視を申請することを決めた場合、特許権の詳細については、特に、真正商品の顕著な特徴、製造地、関与している企業及び業者などについての情報と共に、注意深く説明されていなければならない。

合理的な期間内に侵害品の通知を受けた場合、特許権者が関心を維持しており、行動を起こすことが重要であることに注意しなければならない。そうでなければ税関当局が侵害品の押収に対する関心を喪失する場合がある。

特許の行使を求める場合は、特許権者は一般に、裁判所に強制執行の申立（通常はPI請求）を行わなければならない。

**3.14 特許権侵害訴訟を提起する法的権利があるのはどのような当事者ですか？特許実施権者が訴訟を提起する権利があるのはどのような場合ですか？**

特許権者は特許侵害訴訟を提起する法的権利を有している。

（単純かつ独占的な）実施権者もまた、特許侵害訴訟を提起する法的権利を有している。実施許諾には、特許を実施する権利が含まれていなければならない。実施許諾の形式については、要件（たとえば、書面でなければならないなど）はなく、

また、実施許諾の登録は義務付けられていない。ただし、（たとえば、実施許諾の確認宣言書を提出するなどにより）実施許諾を文書化して裁判所に提示する必要がある場合がある。

### 3.15 特許訴訟手続において仮差止命令は可能ですか？

はい。仮差止（PI 請求手続）はデンマークにおいて実行可能である。PI 請求手続は、本案訴訟手続の一部ではなく、本案訴訟手続の前に又は同時進行で、別途行われるものである。

薬事特許事件においては、PI 請求手続は常に当事者系（inter parte）手続として取り扱われる。理論的には、査定系（ex parte）手続を要求することは可能であるが、実際には、裁判所はこれを受け入れない。

### 3.16 特許侵害に対して、最終的に得られる救済には（金銭的なもの及びそれ以外も含め）どのようなものがありますか？それらのうち、最もよく請求されるもの、及び一般的に認められるものは、どのような救済措置ですか？

デンマークの裁判所は、本案訴訟の手続及び PI 手続のいずれにおいても差止を命じることができる。

#### a) 本案訴訟

特許侵害に対する金銭的救済は、特許の実施に対する公正な対価及び侵害に起因する追加的な損害についての補償で構成される。

特許侵害に対する非金銭的救済は、侵害品の市場からの回収、廃棄、引渡し、又は修正で構成される。さらに、裁判所は敗訴した当事者に、判決を全文又は抜粋の形で公表するよう命じることができる。最も一般的に求められる救済は、損害賠償、市場からの侵害品の回収、及び場合によっては判決の公表である。

#### b) PI 請求の手続

PI 請求の手続においては、裁判所は差止命令を発令し、また、敗訴した当事者に対して市場から当該製品を回収するよう命じることができる。ただし、敗訴した当事者はその製品の廃棄又は引渡しを義務付けられることはない。



**3.17 特許侵害に対する損害賠償はどのような根拠に基づき計算されますか？追加的又は懲罰的損害賠償が認められることはありますか？**

損害賠償は通常、純売上高から原価を差し引いた金額に基づき計算される（貢献マージン）。これは通常、独立監査人の宣言を通して証明される。

追加的損害賠償を得ることも可能であり、これについては質問 16 の解答を参照されたい。懲罰的損害賠償を得ることはできない。

**3.18 敗訴した当事者が上訴する手段はありますか、またそれはどのような根拠に基づくものですか？**

海事・商事高等裁判所の決定は、高等裁判所（High Court、上訴裁判所）へ、あるいは事件が一般市民にとって重要な問題に関するものである場合は、最高裁判所へ直接上訴することができる。東高等裁判所（Eastern High Court）での第二審の決定に関連して、事件が一般市民にとって重要な問題に関するものである場合は、最高裁判所へ上訴の許可を申請することが可能である。上訴の許可の申請は、上訴許可委員会（Appeals Permission Board）に提出しなければならない。上訴事件は、事実に関する論点及び法に関する論点双方の評価を行う、事件の全面的な上訴である。

**3.19 毎年の侵害訴訟の件数、及び特許権者による勝訴／敗訴／和解の比率を教えてください。**

特許訴訟の大半は、PI 請求で構成され、毎年約 20～30 件の訴訟が行われていると見積もられる。

デンマークは総じて特許に手厚い法域であり、とりわけ、特許の有効性が強く推定されるため、デンマークでは PI が認められることが多い。PI 請求手続において被告が無効性の申立のみに基づき成功するためには、（無効性を立証する）立証責任が非常に重いので、被告は確固とした主張ができなければならない。通常は、特許の新規性を否定し、EPO が過去に検討したことがない先行技術を被告が提示できることが要求される。

ほとんどの当事者は PI 請求手続の後に和解することを選択し、その結果、PI が本案訴訟の手続の中で審理されることはめったにない。

### 3.20 訴訟費用は？（可能な場合、弁護士費用の概算を教えてください）

#### a) 本案訴訟

本案訴訟を提起するための裁判手数料は、第一審の場合、訴額が 13,400 ユーロ以下で 100 ユーロ、13,400 ユーロを超える場合は 200 ユーロである。口頭での審理が行われる予定の日の 3 カ月前に、原告は追加的な裁判手数料を支払わなければならないが、金額についてはその訴訟の経済価値に応じて決定され、400～21,475 ユーロの間である。ほとんどの特許訴訟において、最高で 21,475 ユーロの手数料が適用されるが、この手数料は経済的価値が 80 万ユーロを超えるすべての訴訟について支払われなければならない。

弁護士料についての一般的な費用の推定は困難であるが、通常は、1 件につき 20 万～30 万ユーロ（VAT を除く）の範囲である。ただし、事案が技術的に複雑なものである、侵害及び有効性双方の問題が含まれている、また、専門家の鑑定が広範に及ぶ（したがって時間がかかる）場合は、費用はさらに高くなる可能性がある。

#### b) PI 請求の手続

PI 請求の手数料は 100 ユーロである。

本案訴訟に関しては、弁護士料は通常、1 件につき 20 万～30 万ユーロ（VAT を除く）になるが、事案が技術的に複雑なものであり、侵害及び有効性双方の問題が含まれている場合は、費用はさらに高くなる可能性がある。

本案及び PI 請求手続の双方において、敗訴した側の当事者は、勝訴した当事者に訴訟費用を支払うよう要求される。裁判所は、合理的と見なされる根拠に基づき費用を裁定するが、両当事者が負担した実費に加えて、事件の価値及び複雑性も考慮する。（合理的な）弁護士料に加えて、勝訴した当事者は、鑑定人、特許弁護士又は裁判所で指名された専門家などからの支援についての費用など、訴訟を行うにあたって必要なその他一定の費用も回収することができる。裁判所が認める訴訟費用は、通常、勝訴した当事者が負担した実際の訴訟費用の 60～65% しか補償されない。鑑定人の費用は 100% 補償される。

#### 4. フィンランド (FI)

##### 4.1 特許訴訟はどのような裁判所で扱われますか？

2013年以降、市場裁判所 (Market Court、ヘルシンキ) が特許訴訟の第一審裁判所である。

##### 4.2 特許訴訟の第一審は通常、どのようなスケジュール及び裁判所で進められますか？

通常のスケジュールは、双方の当事者が書面を提出して交換し、その後、口頭の予備審問が行われ、さらにその後に本案の口頭での審問が行われる。市場裁判所の判決は通常、本案の口頭での審問の後、2~4カ月以内に言い渡される。

合計で、訴訟は約12~18カ月かかる。抗弁として無効性審判の手続が開始される場合、訴訟は6~9カ月長引く可能性がある。

##### 4.3 裁判所／政府機関は、侵害、無効性及び実施不能性を同時に扱いますか、それとも無効性及び／又は実施不能性については、別個の手続で扱いますか？

それらは別個の手続であるが、主なルールとしては、市場裁判所が侵害、無効性、及び実施不能性を合わせて取り扱う。

##### 4.4 どのような行為が、特許の直接侵害に該当しますか？

フィンランドの特許法が定めるところに基づき、特許によって付与される排他権は、いかなる者も特許権者の承諾を得ることなく下記の態様によって発明を実施することができないことを意味している。

- 1) 特許によって保護されている製品を生産する、提供する、市販する若しくは使用すること、又はそのような目的でかかる製品を輸入若しくは所持すること
- 2) 特許によって保護されている方法を使用すること、又は当該方法をフィンランドにおける使用のために提供すること。ただし、特許権者の承諾を得ていない当該方法の使用が禁じられていることを、その者が知っているか又はそれに係る事情から明らかであることを条件とする。
- 3) 特許によって保護されている方法によって得られた製品を提供する、市販する若しくは使用すること、又はそのような目的でそれらの製品を輸入若しくは所持すること

**4.5 特許の間接侵害又は寄与侵害の概念は存在しますか？存在する場合、それらの形態の侵害の構成要件はどのようなものですか？**

はい。特許はまた、特許権者に対し排他権を与える。この権利は、特許権者の同意を得ていない者が、フィンランドにおいて当該発明を実施するための手段であって、その発明の本質的要素に関わるものを、当該発明を実施する権利を有していない者に供給すること又は供給の申出をすることを禁止するものである。ただし、その手段がその発明の実施に適しており、かつ、実施が意図されていることを当該他人が知っているか又は状況から明らかであることを条件とする。この規定は、その手段が一般的市販品である場合には適用しないが、当該他人がその手段の受取人を侵害行為に誘導することを試みる時は、この限りでない。

**4.6 特許侵害の主な抗弁にはどのようなものがありますか？**

最も一般的な抗弁は、非侵害及び無効性の抗弁である。

**4.7 特許の主な無効理由にはどのようなものがありますか？**

主な理由は以下のとおりである。

- 1) 特許が、新規性及び進歩性の要件を満たしていない、又は産業上の利用が可能であると立証されていない発明に関連するものである。
- 2) 特許が、発明に関連するものであって、それに係る明細書が、当業者がその発明を実施することができる程には十分に明確でない。
- 3) 特許が、出願時の出願に含まれていない主題事項を含んでいる。
- 4) 出願が受理された旨の通知を特許当局が出願人に対して付与した後に、保護範囲が拡張されている。

**4.8 特許権所有者は、特許訴訟の進行中に特許の補正を請求することができますか？**

はい。特許権者は、無効性の訴訟の間に特許の補正（限定）を求めることができる。

**4.9 特許訴訟手続において技術的事項はどのように考慮されますか？**

市場裁判所は、法律の訓練を受けた裁判官と、技術に関する訓練を受けた裁判官の双方で構成される。さらに、裁判所は、裁判所を支援させるために関連性の高い技術分野の専門家を指名することができる。両当事者はまた、専門家の意見陳

述を裁判所に提供し、また、当事者が指名した鑑定人も、本案の口頭での審理において聴取され、反対人尋問を受けることが多い。

**4.10 特許訴訟手続が開始される前又は手続の進行中のいずれかにおいて、何らかの形態の証拠開示（ディスカバリー／ディスクロージャー）及び／又は裁判所の指示による証拠保全／保護（たとえばフランスの *saisie-contrefaçon* など）は可能ですか？**

本案の訴訟手続が開始される前に、証拠を保全することは可能である。そのような証拠保全は一般に、相手方当事者が証拠を破棄するリスクがあることを要し、そのような証拠は申立人に自動的に開示されず、執行官の事務局において保管される。

特許訴訟の間、目下の問題の証拠として関連性のある文書を開示するよう申し立てることが可能である。開示されるべき文書は申立人によって指定されるものとし、トレード・シークレットを開示すべきではないと被告が主張する可能性はある。開示が認められるか否かは、最終的に裁判所が決定する。

**4.11 異議申立手続制度はありますか？ある場合、この制度は特許訴訟手続にどのように関連していますか？**

国内及びEPOでのEP特許の双方に関して、行政上の異議申立手続の制度がある。係属中の異議申立手続のために特許訴訟を停止すべきか否かについて、裁判所はケースバイケースで決定を下す。

**4.12 特許訴訟を開始する前に行わなければならない主な手続にはどのようなものがありますか？訴訟を開始するための制限期間はありますか？**

たとえば、仮差止の手続を開始する前などにおいては、侵害の差し迫ったリスクが存在していなければならない。仮差止請求手続の開始について厳密な期限は存在しないが、申立人は遅滞なく、かつ、望ましくは侵害品がフィンランド市場で販売される前に、対応すべきである。無効性審判の申立については、閾値は低く、請求者は問題の特許が自己の事業の障害となっている可能性があることを立証するだけでよい。特許侵害に対する補償は、訴訟手続を開始する前の5年間の損害にのみ言及できる。それより前の期間に被った損害についての補償を得る権利は失効するものとする。

**4.13 特許権者が貴国の司法権下において自己の権利の行使を求める場合、どのような選択肢がありますか（特に水際措置など）？**

仮差止手続及び本案の侵害訴訟が最も一般的な法的措置である。また、フィンランドの税関当局によって水際措置を実行するよう税関の届出を行うことも可能である。水際措置は頻繁に行われており、また、税関による IP 権の執行に関する EU 規則に沿っている。

**4.14 特許権侵害訴訟を提起する法的権利があるのはどのような当事者ですか？特許実施権者が訴訟を提起する権利があるのはどのような場合ですか？**

登録された特許保有者は、特許侵害訴訟を提起する法的権利を有している。特許実施権者は、訴訟を提起する法的権利を有しており、実施許諾にそのような権利が伴うことを条件とする。

**4.15 特許訴訟手続において仮差止命令は可能ですか？**

はい。仮差止命令を利用することが可能である。仮差止命令は略式手続であり、通例、当事者による趣旨書（brief）及び文書による証拠に基づき進められる。市場裁判所は一般に、査定系（ex parte）PI 請求の場合は 1 週間で、当事者系（inter parte）PI 手続の場合は 1～3 カ月かけて執り行う。

**4.16 特許侵害に対して、最終的に得られる救済には（金銭的なもの及びそれ以外も含め）どのようなものがありますか？それらのうち、最もよく請求されるもの、及び一般的に認められるものは、どのような救済措置ですか？**

最も頻繁に見られる最終的救済は、差止命令及び侵害に対する損害賠償である。

**4.17 特許侵害に対する損害賠償はどのような根拠に基づき計算されますか？追加的又は懲罰的損害賠償が認められることはありますか？**

損害賠償を請求する当事者は、損害賠償の金額に関して立証責任を負う。通常、侵害に起因する逸失利益又は実施許諾の類推（license-analogy）の適用に基づく合理的な損害賠償がその金額となるだろう。懲罰的損害賠償は認められない。



**4.18 敗訴した当事者が上訴する手段はありますか、またそれはどのような根拠に基づくものですか？**

市場裁判所の判決の上訴は、最高裁判所に対して提起され、許可が必要である。上訴の許可が認められることは稀であり、判例に関する問題があると最高裁判所が判断する場合か、又はその他特殊な理由においてのみ、許可が付与される。したがって、市場裁判所の判決が最終判決であることが多い。

**4.19 毎年の侵害訴訟の件数、及び特許権者による勝訴／敗訴／和解の比率を教えてください。**

特許訴訟の本案では年間 10～15 件が提起されている。そのうち約 50～60%が本案審査まで進む。市場裁判所から入手できる統計に基づくと、特許侵害訴訟では年間わずか 1～3 件の判決しか出されておらず、約 20%において特許権者が勝訴している。件数がわずかであり、また多くの事件が判決を得る前に和解で解決しているため（特に仮差止めが付与された場合）、上記の勝訴の確率は信頼できるものではない。仮差止め命令が付与される確率は、約 50%である。

**4.20 訴訟費用は？（可能な場合、弁護士費用の概算を教えてください）**

市場裁判所の手数料は、1 件当たり 2,120 ユーロであり、弁護士料は事件の内容に応じて変動することが多いが、侵害訴訟については通常 40 万～70 万ユーロの範囲である。

===レポートの終了===

## 連絡先

---



### **Dirk Schüßler-Langeheine**

パートナー、法務博士 (Dr. jur.)、弁護士

[dschuessler@hoffmanneitle.com](mailto:dschuessler@hoffmanneitle.com)

---



### **Maximilian Konrad**

法務博士 (Dr. jur.)、弁護士

[MKonrad@Hoffmanneitle.com](mailto:MKonrad@Hoffmanneitle.com)

---

HOFFMANN EITLE | Patent- und Rechtsanwälte PartmbB

Arabellastraße 30, 81925 Munich

電話 : +49 (0) 89 92 40 90

---

本レポートは一般的なガイダンスとして作成されたものであり、専門的な助言を提供するものではない。本レポートを読まれた方は、専門家による具体的な助言を得ることなく、本レポートに記載された情報に基づき行為すべきではない。本レポートに記載された情報の正確性又は完全性についてはいかなる表明又は保証も付与しておらず、法により認められる範囲において、本レポートを読まれた方又はその他が本レポートに依拠し又はこれに基づいた決定に関して何らかの行為をした、又は行為を見合わせたことについて、Hoffmann Eitle Patent- und Rechtsanwälte PartmbB、その社員、職員及び代理人は、いかなる債務、責任又は義務も受け入れない、又はこれらを負うことはない。

本レポートは、2022年12月19日に利用可能であった情報に基づいたものであり、将来的又は遡及的のいずれであろうとこの日付の後に発生する変化の影響を受ける可能性がある。

© 2022 Hoffmann Eitle Patent- und Rechtsanwälte PartmbB.無断転載を禁ず。